

令和4年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

実施期間

令和4年12月11日（日）～12月20日（火）の10日間



スローガン

知らせ合う 早めのライトと 反射材
無事故で年末 笑顔で新年



運動の重点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶

◇◇ 令和4年9月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交通事故						二輪車		自転車		歩行者		高齢者		
	発生 件 数	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	負 傷 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	死 者	昨 年 同 期 比	
横 浜 市	鶴見区	499	117	2	1	558	123	2	1	0	0	0	0	0	0
	神奈川区	258	-107	2	1	280	-136	1	0	0	0	1	1	0	0
	西区	177	9	1	1	199	1	1	1	0	0	0	0	0	0
	中区	263	-66	1	-2	295	-78	0	0	0	0	1	-2	0	-1
	南区	246	-33	2	2	275	-44	0	0	1	1	1	1	1	1
	港南区	324	0	2	2	393	16	0	0	0	0	2	2	1	1
	保土ヶ谷区	336	19	0	-2	388	23	0	0	0	-1	0	0	0	-2
	旭区	386	3	0	0	441	-18	0	0	0	0	0	0	0	0
	磯子区	232	-39	1	-2	268	-45	0	-2	0	0	0	-1	0	-1
	金沢区	370	-43	1	0	416	-49	1	1	0	0	0	-1	0	0
市	港北区	347	0	1	0	379	-11	0	0	1	1	0	0	1	0
	緑区	262	-18	3	2	296	-31	2	2	0	0	0	0	0	-1
	青葉区	399	-33	0	-1	459	-28	0	-1	0	0	0	0	0	0
	都筑区	307	-22	2	0	352	-23	1	1	0	-1	1	0	1	0
	戸塚区	368	-98	1	-2	403	-124	1	0	0	0	0	0	0	-1
	栄区	140	-13	0	0	171	-1	0	0	0	0	0	0	0	0
	泉区	208	22	0	-2	228	14	0	-1	0	-1	0	0	0	-2
	瀬谷区	294	28	2	1	323	26	0	0	1	1	1	0	1	0
	計	5,416	-274	21	-1	6,124	-385	9	2	3	0	7	0	5	-6

各機関・団体の主な取組



共通事項

- 「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。



横浜市・区

- 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の実施について計画し、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、安全運転サポート車(略称:サポカー)の普及啓発等を図ります。
- 自転車損害賠償責任保険等の加入周知・啓発を推進します。

警察

- 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。



交通安全協会

- キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
 - 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全のひとこえ運動」を推進します。
 - ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ※ ハンドルキーパー運動とは、「自動車仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動のことです。



教育関係

- 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、校外指導を強めます。
- 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。



道路管理者・鉄道事業者

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合しましょう。
- 事故を起した時の責任の重大さなどについて周囲の人と話し合しましょう。
- 飲酒を伴う会合や飲酒が予想される場合の外出は車両で出かけないようにお互いに声をかけ合い、注意し合しましょう。



横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

令和4年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

実施期間

令和4年12月1日（木）～12月31日（土）の1か月間

スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

STOP! 飲酒運転



運動の重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨

◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転 ※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転 ※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	-

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下
	酒気帯び	3年以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下
同乗者	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年9月末
全事故件数	9,596	8,398	7,398	7,883	5,416
死者数	57	50	48	36	21
死亡率	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4
うち酒気帯びによる事故件数	46	33	26	33	19
死者数	1	1	0	0	1
死亡率	2.2	3.0	0.0	0.0	5.3

各機関・団体の主な取組

共通事項

- ・「運動の重点」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等に応じ、地域の実態に即した交通安全活動を積極的に推進します。
- ・ 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- ・ 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- ・ 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- ・ 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- ・ 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転を知りながら車両や酒類を提供したり同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。
- ・ 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ・ ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底します。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- ・ 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- ・ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- ・ 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- ・ 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- ・ 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話 045(671)2323